

第23回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成30年3月5日(月)午後3時05分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員16名 現員16名
 - 1番 保坂正雄
 - 2番 石渡正明
 - 3番 切替三夫
 - 4番 奥野元好
 - 5番 地引正和
 - 6番 注連野千佳代
 - 7番 有原敏夫
 - 8番 若林豊
 - 9番 渡邊美代子
 - 10番 露崎春雄
 - 11番 山口武夫
 - 12番 中川喜一郎
 - 13番 小泉勝彦
 - 14番 山口勝久
 - 15番 関根芳夫
 - 16番 石塚康夫
- 4 出席委員 16名
- 5 欠席委員 なし
- 6 農林振興課職員 1名
篠原主査
- 7 出席事務局職員 4名
菊池事務局長 齊藤主幹 高品主査 石井副主査
- 8 傍聴人 1名

◎開 会

平成30年3月5日午後3時05分 開会

○事務局長（菊池 博君） 本日は悪天候の中、お疲れさまでございます。

早速始めさせていただきます。それでは、地引会長からご挨拶をお願いいたします。

○議長（地引正和君） 皆さん、こんにちは。今局長申し上げましたように、大変悪天候のところご苦労さまでございます。何かばか陽気というか、きのう、きょうという、20度以上という温度でございませけれども、まだマスクをやっている、体を壊している方がいるみたいですが、ことしの風邪は長引くようでございますので、十二分に体に気をつけていただきたいと思います。

いよいよ我々もこの3月であと1年という、余すところとなりました。また、この3月にはちょうどいろんな形の中でかわっていく人、また新しく来る人いろいろあると思いますけれども、そしてまたきょうもいろいろ議題がございますけれども、最終最後までよろしくご協力のほどお願いいたします。

○事務局長（菊池 博君） ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。総会の議長は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により会長が行うことになっておりますので、地引会長、よろしくをお願いいたします。

○議長（地引正和君） 会議に先立ちまして、本会議における傍聴人の方には、お手元の傍聴要領を読み上げますので、会議の進行にご協力くださいますようお願い申し上げます。

では、よろしく申し上げます。

○事務局長（菊池 博君） それでは、傍聴要領を読み上げさせていただきます。よろしく申し上げます。

傍聴要領、袖ヶ浦市農業委員会。

1、傍聴する場合の手続。氏名、電話番号等を別紙に記入してください。

2、会議を傍聴するに当たって守っていただく事項。（1）、傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長の指示に従ってください。

（2）、会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。

（3）、会議開催中は、むやみに立ち歩かないでください。

（4）、会議場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、会長、委員長の許可を得た場合は、この限りではありません。

（5）、会議場において、飲食及び喫煙はしないでください。

（6）、会議場において、張り紙、ビラ、プラカード、のぼり等を携帯したり、鉢巻き、腕章等を着用しないでください。

（7）、会議場においては、携帯電話、ラジオ等の電源を切ってください。

(8)、その他会議の支障となる行為はしないでください。

3、傍聴者が2の事項に違反したときは、退場していただく場合があります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） ただいまより第23回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、16名中16名でございますので、会議は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（地引正和君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

2番、石渡正明委員、3番、切替三夫委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号1についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成30年2月21日付で申請書の提出がありました。申請内容は、野田在住の個人が市外在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、遠方に居住しており、農業従事者でないため、農地の管理ができないことから、譲り受け人に農地の売買の申し出をしたとのこと。譲り受け人は、自宅から近く、耕作上便利であることから、その申し出を受けるとのことです。

総会資料1ページの位置図をごらんください。場所は、野田字上谷です。現地を確認したところ、現地は畑で保全管理されておりました。

総会資料2ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては遊休農地はありません。農機具等については、トラクターや田植機、耕運機に農用車を所有しているとのこと。もみすり乾燥については、農協のライスセンターに依頼し、稲刈りは中古のコンバインを購入するとのこと。このことから耕作に必要な機械はおおむねそろっているものと思われま

す。農作業常時従事日数につきましては、世帯で520日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が54アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、もともと野田地区で耕作をしており、今後も地域の基準に従っ

て耕作していくとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、権利者住所地委員及び申請地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

1番、保坂正雄委員。

○1番（保坂正雄君） 1番、保坂です。2月25日、午後1時半に申請人の〇〇〇さんと立ち会いのもと現場確認しました。現地は竹が生えた畑だったようですが、業者を頼み竹はきれいに刈り取ってありました。これからきれいに耕作していきたいと言っておりました。また、農家要件も満たされており、何ら問題ないと思いますので、皆さんの審議をお願いします。

以上です。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ。

○7番（有原敏夫君） 7番、有原です。この〇〇〇さんは、田んぼにしろ、畑にしろ、主な収入、販売収入というのが書いていないのですけれども、それは全然出荷してしっかりとしているわけですね。

○議長（地引正和君） 高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。田んぼについては、飯米、自家用米ということで出荷等はしていないということで、あと野菜類についても、今回は畑を購入するのですけれども、初めはちょっといいものができるかわからないので自家用として、いいものができるようになってきたら、直売所へのお荷等を考えているとのことでした。

○議長（地引正和君） いいですか。

○7番（有原敏夫君） はい、わかりました。

○議長（地引正和君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号2についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成30年2月9日付で申請書の提出がありました。申請内容は、上泉在住の個人が同じく上泉在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、後継者もいなく高齢で労働力不足により農地が管理ができなくなってきたため譲り受け人に農地の売買の申し出をしたとのことです。譲り受け人は、農業経営規模の拡大を考えており、自宅に近く、耕作上便利であることから申し出を受けるとのことです。

総会資料3ページの位置図をごらんください。場所は、上泉字根連です。現地を確認したところ、現地はトマトを栽培するハウスを建設しているところでした。

総会資料4ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては遊休農地はありません。農機具等については、トラクターや田植機、コンバインに耕運機、管理機等を所有しているとのことです。田んぼでは畑作物を作付していることから、耕作に必要な機械はおおむねそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で920日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が75アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、もともと上泉地区で耕作をしており、今後も地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、権利者住所地委員及び申請地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

3番、切替三夫委員。

○3番（切替三夫君） 3番、切替です。2月21日の午前11時ごろ現地で譲り受け人の〇〇〇さんと会いまして現地確認をいたしました。現地は、ビニールハウスが完成間近のころでありました。その他農家要件とか事務局の説明のとおりだと思いました。何も問題ありませんと思いますので、ご審議よろしくお願いたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の2について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号3についてご説明いたします。

議案の2ページをごらんください。本件は、平成30年2月19日付で申請書の提出がありました。申請内容は、三箇在住の個人が同じく三箇在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、高齢で労働力不足により農地の管理が困難なため譲り受け人に農地の売買の申し出をしたとのこと。譲り受け人は、対象農地を今までも耕作しており、自作地が隣接しているため耕作上便利であることから申し出を受けるとのことです。

総会資料5ページの位置図をごらんください。場所は、高谷字中尾台です。現地を確認したところ、現地は畑で耕作できるように管理されておりました。

総会資料6ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては遊休農地はありません。農機具等については、トラクターや田植機、コンバインにもみすり乾燥機等を所有しているとのこと。このことから、耕作に必要な機械はそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で200日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が123アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、もともと高谷地区で耕作をしており、今後も地域の基準に従って耕作していくとのこと。です。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、権利者住所地委員及び申請地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

16番、石塚康夫委員。

○16番（石塚康夫君） 16番、石塚です。ただいまの件につきまして、2月22日10時半に譲り渡し人の代理人と待ち合わせをいたしまして、現地を確認いたしました。

現地は、今事務局の言われたとおりにきれいに耕うんされておりますし、この購入土地も隣、全くの隣でございます。1つ懸念に思ったのが、ちょっと高齢だからどうかなどは思ったのですが、実際に今までずっと自然薯を熱心につくっています。今現在それぞれ交互につくっていますし、まだまだやりたいというような意見でございました。自然薯につきましては、連作を嫌いますので、交互に輪作をしていきたいのでぜひとも購入したいということでございました。そのほかに、農家要件を確認しました。全く農家要件のほうは、問題ございません。

報告は以上でございます。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の3について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の4について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号4についてご説明いたします。

議案の2ページをごらんください。本件は、平成30年2月19日付で申請書の提出がありました。申請内容は、川原井在住の個人が同じく川原井在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、高齢となり労働力不足のため、譲り受け人に農地の売買の申し出をしたとのこと。譲り受け人は、対象地が自作地に近く、耕作上便利であることから申し出を受けるとのことです。

総会資料7ページの位置図をごらんください。場所は、川原井字切替です。現地を確認したところ、現地は水田として耕作されておりました。

総会資料 8 ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。農地法第 3 条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。

農機具等については、トラクターや田植機、コンバインに耕運機等を所有しているとのこと。稲刈りともみすり乾燥については、地元の親戚に作業委託しているとのこと。このことから、耕作に必要な機械はおおむねそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で 310 日従事しており、基準の 150 日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が 99 アールとなっており、50 アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、もともと川原井地区で耕作をしており、今後も地域の基準に従って耕作していくとのこと。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、権利者住所地委員及び申請地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15 番、関根芳夫委員。

○15 番（関根芳夫君） 15 番、関根です。2 月 25 日、〇〇〇さんのいところにある〇〇〇氏が自宅に午前 9 時半ごろ参りまして、また、〇〇〇事務所のほうからも連絡がありまして、翌 26 日の 10 時ごろ、場所はわかっていましたので一人で見に行きました。先ほど事務局が申し上げたとおり、きれいにもう、去年までに隣の農家の方に貸してあったのですが、きれいに耕うんしてもう水を引けばすぐ代がかけられるような状態に、草が一本もない状態に耕うんされておりました。

それから、農機具のほうは、本人〇〇〇さんは勤めていながら農業やっているわけで、稲作ということで、畑のほうは父親がやっていたわけですが、メーカーの名前を言っていないかどうかわかりませんが、〇〇〇へ勤めていまして、〇〇〇のほうの営業所の所長ということで、いろんなトラクター、こんな、この数がありますけれども、これ以上いっぱい自宅に置いてありました。そういう結果から私の所見としては、もう勤めていてもこれだけ機械がそろっていれば、田んぼ一人でもやれるかなというように思いました。皆さんのご審議よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の4について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の4については許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1について、事務局の説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。議案第2号の整理番号1についてご説明いたします。

議案3ページをごらんください。本件は、市外在住の個人が市内在住の個人から申請地を売買により所有権移転し、専用住宅用地として転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については平成30年2月19日に申請書の提出がなされております。

総会資料9ページの位置図をごらんください。申請地は、JR袖ヶ浦駅の北側約780メートル、奈良輪小学校の西側、約800メートルで市街化区域に近接した区域にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料10ページの土地利用計画図をごらんください。土地利用につきましては、木造2階建ての専用住宅を整備する計画となっております。

排水関連については、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、既設排水路へ放流し、また雨水については敷地内に浸透ますを設け、宅内処理をする計画となっております。

所要資金については、金融機関からの借入金により賄う計画となっております。

総会資料11ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めますが、議案第2号の1については、私が担当地区委員となりますので、この場より私から意見及び現地調査の報告をさせていただきます。

2月27日午前10時半より代理人の〇〇〇さんに会いました。今事務局申しあげましたように、これは、こんな場所が残っているのかなと高須地区なのですけれども、こんな場所が残っていたのかなというほど非常にいい場所でした。そして、事細かに説明を受けまして、今北側土地区画整理組合では、もう一カ所も残っている土地がないということで、その人は〇〇〇に住んでいる方だそう

ですけれども、ではやめようかなといった矢先に、こういうすばらしい土地が見つかったのだよという話をしました。それで、今事務局の言われたように、汚水、雑排水とかそういうのも規格どおりということでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 買受適格証明書発行の件

○議長（地引正和君） 次に、議案第3号 買受適格証明書発行の件を議題といたします。

議案第3号について事務局の説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。議案第3号についてご説明いたします。

議案の4ページをごらんください。本件は、千葉地方裁判所が実施する競売に参加するための買受適格証明書の発行に係る事案でございます。

市外の法人がこの競売に参加し、落札した後に1棟の建売分譲住宅用地として転用したいとする案件でございます。土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については、平成30年2月7日に競売買受適格証明願の提出がなされております。

総会資料12ページの位置図をごらんください。申請地は、JR長浦駅の南西側、約1.5キロメートル、蔵波小学校からは西側、約1.2キロメートルで市街化区域に近接した区域にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断されます。

総会資料13ページの土地利用計画図をごらんください。土地利用については、木造2階建ての建売分譲住宅1棟を整備する計画となっております。

排水関連については、汚水、雑排水は合併浄化槽で処理後、既設排水路へ放流し、また雨水につい

ては敷地内に浸透ますを設けて抑制後、既設排水路へ放流する計画となっております。

所要資金については、自己資金で賄う計画となっております。

総会資料14ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

13番、小泉勝彦委員。

○13番（小泉勝彦君） 13番、小泉です。2月22日の13時半ごろ地引会長と申請者代理人と3人で現場を見に行ってきました。現況、地目、畑というふうになっていますけれども、どこが畑かと思うほどきれいに整理されておりまして、草は多少生えておりましたけれども、宅地にすぐなるものと見て帰ってまいりました。

報告は以上です。

○議長（地引正和君） 次に、本案案件は複数委員案件のため、私も調査に同行しましたが、私、補足することはありません。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

直ちに採決いたします。

議案第3号の買受適格証明願について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 全員賛成でございます。

よって、議案第3号については、適格者と判断して県に進達いたします。

◎議案第4号 平成29年度第11次農用地利用集積計画書（案）の承認について

○議長（地引正和君） 次に、議案第4号 平成29年度第11次農用地利用集積計画（案）の承認についてを議題といたします。

議案第4号について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第4号についてご説明いたします。

この平成29年度第11次農用地利用集積計画書（案）については、農地法第3条の第1項第7号に該当し、農地法の申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をしていただくものです。

今回の申請は、利用権設定が8件で、そのうち3件は農地中間管理事業による利用権設定となっております。

それでは、農用地利用集積計画書（案）の15ページをごらんください。まず、農業経営基盤強化促進法による利用権設定を受ける方の面積は、合計で391.44アールとなっております。

利用権設定の詳細内容につきましては、通常の利用権設定が1ページから3ページ、農地中間管理事業による利用権設定が6ページから8ページの農用地利用集積計画各筆明細書記載のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、資料の19ページをごらんください。農業経営基盤強化促進法による所有権移転は2件で、合計面積は134.03アールとなっております。

所有権設定の詳細内容につきましては、16ページから17ページの農用地利用集積計画各筆明細書記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 平成29年度第10次農用地利用配分計画（案）に対する意見について

○議長（地引正和君） 次に、議案第5号 平成29年度第10次農用地利用集積配分計画（案）について、議題といたします。

議案第5号については、農地中間管理事業による農用地利用集積でありますので、担当課である農林振興課から農用地利用配分計画（案）の説明を求めます。

農林振興課、篠原君。

○農林振興課主査（篠原太郎君） 皆さん、こんにちは。農林振興課、篠原と申します。よろしくお願

いたします。それでは、議案第5号 平成29年度第10次農用地利用配分計画（案）についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会を通して農地を貸したい方と借りたい方のマッチングが成立した案件に関する計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により皆様のご意見を伺うものでございます。今回は配分計画（案）が2件となっており、いずれも個別案件となります。

まず、2ページ、3ページをごらんください。農地の借り受け者は、〇〇〇の株式会社〇〇〇代表取締役、〇〇〇さんです。借り受ける農地は、神納地先4筆、飯富地先2筆の合計6筆となっています。先ほど議案第4号の中で説明のありました農用地利用集積計画書（案）整理番号30—2—6と30—2—8に記載している農地を、千葉県園芸協会から借り受け者である株式会社たわら農芸に貸し付けるものでございます。借り受けに係る双方の詳細な契約内容については4ページ、5ページのとおりとなっております。6ページは、借り受け者の現状及び事業計画の情報でございます。

次の計画（案）について説明を申し上げます。9ページ、10ページをごらんください。

農地の借り受け者は、〇〇〇の農事組合法人〇〇〇代表理事、〇〇〇さんです。借り受ける農地は、勝地先2筆、大曾根地先13筆の合計15筆となっています。議案第4号の説明中、整理番号30—2—7に記載している農地を千葉県園芸協会から借り受け者である農事組合法人〇〇〇に貸し付けるものでございます。

双方の詳細な契約内容につきましては、11ページ、12ページのとおりとなっております。13ページは借り受け者の現状及び事業計画の情報となっております。

以上で配分計画（案）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第5号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 袖ヶ浦市の農地賃借料情報の提供について

○議長（地引正和君） 次に、議案第6号「袖ヶ浦市の農地賃借料情報の提供について」を議題といたします。

議案第6号について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案の5ページをごらんください。農業委員会は、農地法第52条に基づき、毎年農地の賃借料情報を提供しています。この農地法第52条についてご説明しますと、農業委員会は、農地の利用状況や賃貸借における賃借料などの情報を収集し、整理して農地の利用集積など賃借料の参考となるように情報提供することという内容になります。

次に、総会資料の15ページをごらんください。賃借料情報とは平成29年1月1日から12月31日までに締結された農地法第3条の賃貸借権設定及び農業経営基盤強化促進法の利用権設定による賃借料を集計し、地目別、地区別に10アール当たりの最高額、最低額、平均額、袖ヶ浦市全体の平均額などの情報になります。

この賃借料情報は、耕作者が田畑を賃貸借する際に参考とする情報の一つとして提供するものです。提供方法については、農業委員会総会にて賃借料情報の承認を受けた後、農業委員会のホームページに掲載してお知らせします。

説明は以上となります。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

採決をいたします。

議案第6号について、提案のとおり提供することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第6号については提案のとおり提供することに決定いたしました。

暫時休憩します。4時5分まで休憩いたします。

休 憩

再 開

○議長（地引正和君） では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第7号 平成30年度袖ヶ浦市の別段の面積（下限面積）の設定について

○議長（地引正和君） 次に、議案第7号 平成30年度袖ヶ浦市の別段の面積（下限面積）の設定についてを議題といたします。

議案第7号について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案の6ページをごらんください。

農業委員会は、農業委員会の適正な事務実施に基づき、毎年別段の面積の設定または修正の必要性を検討することとなっております。この別段の面積とは新規就農者などが農業に参入しやすいようにすることや、地域の実情に合わせて農業委員会が定める下限面積のことをいいます。いわゆる最低限耕作に必要な面積で、主に農家要件の判定などに使用している数値です。この数値については、毎年修正の必要性を検討することとされています。なお、現在の袖ヶ浦市は農地法第3条第2項第5号に基づき、下限面積を50アールとしております。

総会資料の16ページに農地法施行規則の別段の面積の基準として条文を載せておりますので、ごらんください。

農地法施行規則第17条第1項第3号に基準が示されております。条文を説明しますと、下限面積を50アール未満に設定しようとした場合は、農家要件を満たす人が60%を超えてはならないとなっております。しかし、現在の本市では下限面積を50アールに設定している段階で、既に農家要件を満たす人が88%となっております。基準を満たしておらず、下限面積を50アールよりも小さい面積に設定すると農家要件を満たす人の割合が多くなり過ぎてしまいます。

事務局の案といたしましては、耕作面積が小さく設定されると生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われぬおそれがあるため、新規就農については耕作面積の小さいものが増加することにより、農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を来すことが懸念されるため、本市の下限面積については農地法で定められているとおり50アールとして変更を行わないものとする提案をいたします。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第7号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第7号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

○議長（地引正和君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。協議報告第1号についてご報告いたします。

議案の7ページから9ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出があり、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、ご報告いたします。

なお、専決処理期間は、平成30年1月1日から平成30年1月31日までで7件でございます。

続きまして、協議報告第2号についてご報告いたします。

議案10ページをごらんください。農地法第18条第6項の規定による解約の通知があり、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、ご報告いたします。

なお、専決処理期間は、平成30年1月1日から平成30年1月31日までで1件でございます。

報告は以上でございます。

○議長（地引正和君） 報告は以上です。

◎その他

○議長（地引正和君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 事務局から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長（地引正和君） これをもちまして第23回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後4時10分 閉会